

令和7年度常総市奨学生募集要項

常総市では、住民の教育の機会均等を図るため、経済的な理由により修学が困難な方に対して、奨学金を貸与しております。

1 奨学生の資格

- (1) 常総市民又は常総市民（本市に1年以上住所を有している必要があります。）の子であること。
- (2) 令和7年度に高等学校，高等専門学校，専修学校（専門課程），短期大学又は大学に進学予定又は在学中であること。
- (3) 学業成績が優良で性行が善良であること。
※学力基準は，設けておりませんが，選考の際の目安といたします。
- (4) 経済的な理由により修学が困難であること。
※世帯の所得制限は，設けておりませんが，選考の際の目安といたします。
- (5) 本人及び保護者等に市税の滞納がないこと。
※本人が未成年者のときは，保護者の納税状況を確認いたします。
※本人が成年者のときは，本人の生計を主として維持している方の納税状況を確認いたします。

2 奨学金の貸与額

区分	貸与月額
高等学校	30,000円以内
高等専門学校	50,000円以内
専修学校（専門課程）	50,000円以内
短期大学又は大学	60,000円以内

3 奨学金の貸与期間

進学又は在学する学校における正規の修業期間

4 募集定員

若干名

5 申込手続（提出書類）

- (1) 次の書類を提出いただきます。

- ア 奨学生願書
- イ 奨学生推薦調書
- ウ 納税状況調査同意書
- エ 住民票謄本

※本籍及び続柄が記載されている住民票謄本（世帯全員が記載されているもの）を提出してください。

- オ 所得証明書

※本人と同一世帯に属する方の所得証明書を提出してください。

- カ 在学証明書

※進学予定の方は4月以降の追加提出が可能です。

- (2) 申込期限 令和7年4月30日（水） 午後5時15分まで（期限厳守）
- (3) 申込先 常総市教育委員会事務局学校教育課（石下庁舎内）
- (4) 申込方法 持参（郵送不可）

6 保証人について

申込みに際して、連帯保証人及び保証人が必要となります。

奨学生本人に代わって返還を求めることがあるため、返還能力がある方が望ましいことから、変更を求める場合があります。

- (1) 連帯保証人 1名

※本人と連帯して返還義務を負っていただきます。

※市内に住所を有する成年者で、本人が未成年者であるときは保護者になっていただきます。

- (2) 保証人 1名

※市内に住所を有する成年者であることが条件となります。

7 奨学生の選考及び決定

- (1) 学業成績，世帯の所得状況等を基に常総市奨学生選考審査会による選考を経て，常総市教育委員会が決定します。
- (2) 令和7年7月頃に決定し，その旨を本人に通知します。
- (3) 奨学金の貸与は，前期分は決定後速やかに（翌年度からは4月），後期分は9月に指定された口座に振り込みます。

8 決定後の手続

- (1) 奨学生として決定された旨の通知を受けたときは，誓約書を提出していた

だきます。

(2) 在学中は、毎年度、学業成績表の写しを提出していただきます。

9 奨学金の返還

(1) 据置期間 原則として貸与期間が終了した年から1年間

(2) 返還期間 10年以内。ただし、奨学資金の貸与の取消しを受けた場合は5年以内（据置期間なし）

(3) 返還方法 年賦又は半年賦による均等払

(4) 利息 無利息

※返還が滞ったときは、年7.25パーセントの延滞利息があります。

10 その他

学業成績が著しく不良であるときや卒業の見込みがないと認められるときは奨学金の貸与を停止することがあり、また、退学処分を受けたときは奨学金の貸与の取消しになりますのでご注意ください。

11 問い合わせ

常総市教育委員会事務局学校教育課（石下庁舎内）

電話番号 0297-23-2111（内線8210, 8211）

Eメール kyouisoumu@city.joso.lg.jp

常総市の奨学金制度は貸与型のため、卒業後に返還いただくこととなりますが、その返還金は新たに奨学生となる方の奨学金の原資として活用する制度となっております。

そのため、返還が滞ることによって新たな奨学生の募集に支障が生ずることとなります。

したがいまして、奨学金を申し込まれる際には、必ずご家族で相談いただき、返還方法を十分ご理解の上、申込みいただき、奨学金の貸与を受けた場合は、返還が滞ることのないようご協力をお願いいたします。